

六 学生支援の充実等

(一) 学生等に対する経済的支援方策

進学率の上昇による高等教育の規模の拡大とそれに伴う学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う留学生交流の活発化など、我が国の高等教育をめぐる状況は、近年大きく変化している。このような状況の中で、外国人留学生を含む多様な学生に対する支援施策のより一層の充実を図ることにより、次代を担う人材を育成していくことが強く求められている。

このため、日本人学生や外国人留学生などに対する各種支援業務を総合的に実施している日本学生支援機構を、学生支援を先導する中核機関として、学生支援の充実を図っているところである。

① 日本学生支援機構の奨学金事業

日本学生支援機構の奨学金事業は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成に資する重要な教育施策である。

平成二一年度においては、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、無利子奨学金及び有利子奨学金ともに貸与人員を増員するとともに、無利子奨学金における新たな貸与月額の創設及び有利子奨学金における新たな入学時増額貸与額の創設を図ることとしている。

これらにより、奨学金事業全体で、四六二億円増の九四七五億円の事業費で、六万人増の一一五万人の奨学生に奨学金を貸与することとしている。

また、家計支持者の失業や災害等の被害などによって家

計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、「緊急採用奨学金（無利子）」及び「応急採用奨学金（有利子）」を年間を通じて随時受け付け、これまで希望者全員を採用している。

なお、日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した奨学生からの返還金を再度奨学金の原資として活用する貸与制により実施しているため、返還が確実に行われないと事業の運営に重大な支障を来たすこととなる。そのため、各校における奨学生募集の際の「奨学金説明会」や貸与中の「適格認定」、また、貸与終了時の「返還説明会」等において、返還の重要性を指導するなど、各学校の協力を得て、学生等に対する返還意識の涵養に努めるとともに、平成二一年度においては、債権回収業務の民間委託、法的措置の早期化や返還相談体制強化のためのコールセンターの設置などに積極的に取り組むことにより、返還金の回収強化を図ることとしている。

奨 学 金 事 業 の 充 実

教育費負担軽減の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し安心して勉学に励めるようにするとともに、教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するため、奨学金事業の更なる充実を図る。

平成21年度予算 日本学生支援機構奨学金事業

貸与人員： **115万人** (6万人増)
事業費総額： **9,475億円** (462億円増)

無利子奨学金事業

- ◇新規貸与人員の増
2千人(希望者の増加に対応)
- ◇新たな貸与月額の新設
大学等3万円、修士5万円、博士8万円、高専(1～3年生)1万円(学生の希望により選択)

有利子奨学金事業

- ◇新たな入学時増額貸与額の新設
10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択 (現行30万円のみ)
- ◇学生の返還負担軽減のために必要な利子補給金の措置 287億円(49億円増)

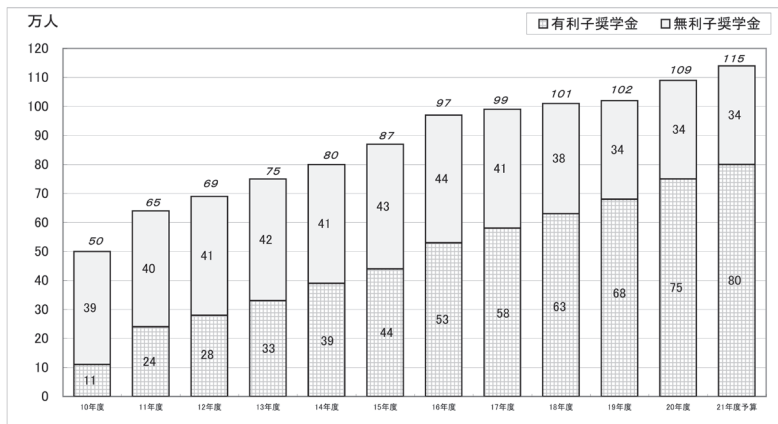
奨学金事業の健全性確保

- ◇(独)日本学生支援機構運営費交付金(返還金回収強化経費)9億円(4億円増)
返還金の回収強化を図るため、債権回収業務の民間委託、法的措置の早期化や返還相談体制強化のためのコールセンターの設置などに積極的に取り組む。

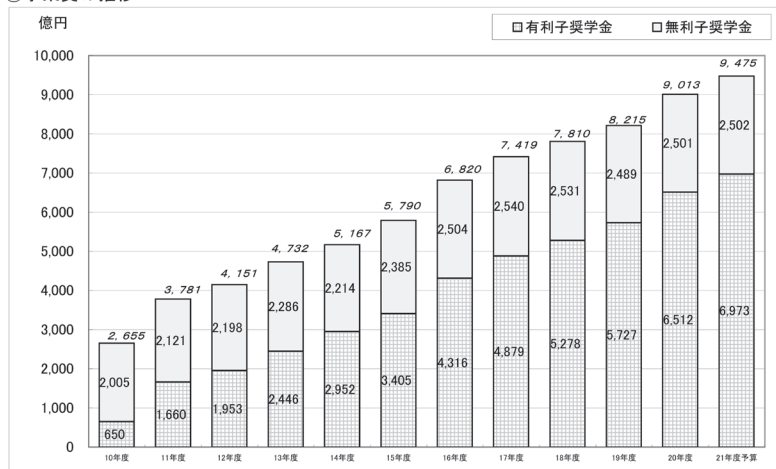
| 区 分 | 無 利 子 奨 学 金 事 業 | 有 利 子 奨 学 金 事 業 |
|---------|---|--|
| 貸 与 人 員 | 34.4万人 (0.2万人増) | 80.4万人 (5.4万人増) |
| 事 業 費 | 2,502億円 (1億円増) | 6,973億円 (461億円増) |
| | うち政府貸付金・ 財政融資資金 (政府貸付金) 704億円 (41億円減) | (財政融資資金) 4,942億円 (401億円増) |
| 対 象 学 種 | 大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 <small>※高等学校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管</small> | 大学・短大、高専(4・5年生)、大学院、 専修学校専門課程 |
| 貸 与 月 額 | 学生が選択 (私立大学自宅外通学の場合)3、6、4万円 <small>※下線部は新たな貸与月額</small> | 学生が選択 (大学等の場合)3、5、8、10、12万円 |
| 貸 与 基 準 | 学 力 | ①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生 |
| | 家 計 | 998万円以下 <small>【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】</small> |
| 返 還 方 法 | 卒業後20年以内 | 卒業後20年以内 (元利均等返還) |
| 貸 与 利 率 | 無 利 子 | 上限3% (在学中は無利子) 学生が選択(利率は平成21年3月貸与終了者) 利率見直し方式; 利率固定方式 (5年毎)0.80%; 1.50% |

日本学生支援機構奨学金事業の推移

①貸与人員の推移



②事業費の推移



(注) 1. 上表には、平成17年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業交付金は含まない。
 2. 事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

日本学生支援機構奨学金貸与月額(平成21年度予算)

○無利子奨学金

| 区 分 | | 貸 与 月 額 (選択制) | | |
|---------------------------|-------|---------------|---------|---------|
| | | 自 宅 | 自 宅 外 | 新 設 |
| 大学 | 国 公 立 | 45,000円 | 51,000円 | 30,000円 |
| | 私 立 大 | 54,000円 | 64,000円 | |
| | 私立短大 | 53,000円 | 60,000円 | |
| | 通信教育 | 88,000円 | | — |
| 大学院 | 修士課程 | 88,000円 | | 50,000円 |
| | 博士課程 | 122,000円 | | 80,000円 |
| 高等専門学校(1~3年生) | 国 公 立 | 21,000円 | 22,500円 | 10,000円 |
| | 私 立 | 32,000円 | 35,000円 | |
| 高等専門学校(4~5年生) 専修学校専門課程 | 国 公 立 | 45,000円 | 51,000円 | 30,000円 |
| | 私 立 | 53,000円 | 60,000円 | |

・入学時等の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)により、入学直後の貸与月額に増額可能
(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円(下線部は新設)より選択)

○有利子奨学金

| 区 分 | 貸 与 月 額 |
|------------------------------------|---|
| 大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生) ・専修学校専門課程 | 30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円 から学生が選択 |
| 大学院修士課程・博士課程 | 50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円 から学生が選択 |

・法科大学院は4万円、7万円増額可能(19万円、22万円の貸与月額設定)
・私立大学の医・歯学課程は4万円(16万円の貸与月額)、薬・獣医学課程は2万円(14万円の貸与月額)
増額可能
・入学時等の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)により、入学直後及び短期留学時の貸与月額
に増額可能(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円(下線部は新設)より選択)

② 大学における授業料減免事業等

学生に対する経済的支援については、日本学生支援機構が実施する国の奨学金事業のほか、大学や民間団体等が実施している事業があり、文部科学省としては、大学等に対し、次のような財政措置を講じることにより、学生に対する経済的支援策の振興を図っている。

○国立大学

国立大学法人に対しては、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令において、経済的理由等により、授業料などの納付が困難な者に対する免除等経済的負担軽減のための措置を図ることとしている。現在、すべての国立大学が授業料等免除制度を設けて、その平成一九年度免除実施額は二六九億円である。文部科学省としては、各国立大学法人で実施する授業料免除制度を財政的に支援するため、運営費交付金の算定に当たり、授業料等免除分についても考慮している。

○私立大学

私立大学に対しては、私立学校振興助成法に基づき、学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的の一つとして、私立大学等経常費補助金による支援を行っているところである。私立大学等経常費補助金の特別補助においては、経済的に修学困難な学生を対象に私立大学等が実施している授業料減免事業等を支援している（平成二〇年度補助額二三億円）。本事業においては、経済的に修学困難であることを減免等の要件として、大学等が独自に実施する事業を対象に支援している。配分方法としては、各大学等において実施した補助対象事業に係る経費について、その一部（二分の一以内）を補助するものである。

③ 民間団体等の奨学金事業

我が国においては、企業等が設立した特例民法法人等の民間団体が多様な奨学金事業を実施している。

日本学生支援機構において実施した「平成一五年度奨学金事業に関する実態調査」によれば、約二千八百の民間団体等が、約一二万八千人の学生等に対し、奨学金の支給又は

貸与を行っているところであり、その事業規模は約四三二億円に達している。(平成一九年度の調査結果について現在集計中。)

将来の我が国を支える人材を育成する教育の役割は極めて重要との観点から、奨学金を支給又は貸与する特例民法法人等に対する寄附金について、税制上の優遇措置が行われている。

① 法人税については、学生等に対する学資の支給等を主たる目的とする特例民法法人等を特定公益増進法人として、これに対する寄附金については、損金算入の限度額を一般の寄附金に比べて二倍に拡大している。

② 所得税に関しても、特定公益増進法人について控除対象限度額の範囲で寄附金額全額の所得控除を認めているところである。この控除対象限度額については、従来、総所得の三〇%であったが、平成一九年度税制改正において四〇%に引き上げられたところである。

文部科学省としては、民間においても奨学金事業の振興が図られることは重要であると考えており、こうした税制

の優遇措置を利用した更なる事業の発展を期待している。

④ 博士課程学生等への経済的支援

我が国が科学技術創造立国を目指す上で、科学技術や学術活動の基盤となる人材をいかに養成・確保し、その活躍を促進していくかが極めて重要な課題となっている。

大学院においては、優れた人材を確保する観点から、大学院学生への経済的支援を充実し、優れた資質や能力を有する人材が大学院進学に伴う経済的負担を過度に懸念することなく進学できるようにすることが必要である。

「第三期科学技術基本計画」(平成一八年三月閣議決定)においても、「大学院生の約四割が生活費相当分の支援を受けているとされる米国を参考とし、博士課程(後期)在学者を対象とした経済的支援を拡充する。具体的には、優秀な人材を選抜するという競争性を十分確保しつつ、フェローシップの拡充や競争的資金におけるリサーチアシスタント等としての支給の拡大等により、博士課程(後期)在学者の二割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」とされている。

文部科学省においては、各大学院における大学院生に対

特集・平成21年度高等教育行政の展望

する経済的支援に関する取組の現状を把握するため、「大学院教育振興施策要綱」に関する取組の調査を実施している。

平成一九年度調査結果によると、九五・九%の大学が何らかの支援の実施又は検討を行っており、具体的には、内部資金によるT・A・R・A雇用(五八・八%)、大学独自の奨学金制度を実施(五二・四%)、留学生への奨学金制度等の補助(四〇・三%)、学費の支払いが困難な学生への授業料免除(三七・一%)、優れた学生への授業料免除(二八・六%)、外部資金によるT・A・R・A雇用(一九・七%)などの取組が行われている。

また、大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査によると、平成一八年度実績では、経済的支援を受ける博士課程在学者は三八・五六三名である。しかし、支給額の内訳を見ると、一ヶ月の支給額が五万円未満の割合は五三%と過半数を占めている。一方、生活費相当額(一五万円以上)支給されている学生は二割に過ぎない。経済的支援を受けていない学生も加えた、博士課程学生全体に占める割合では、一割程度と、さらに割合は低くなり、大学院生、とりわけ博士課程学生への経済的支援の

遅れが見られる。

こうした現状を踏まえ、文部科学省においては、前述したグローバルCOEプログラムや、組織的な大学院教育改革推進プログラム、次に述べる特別研究員事業(日本学術振興会)等を通じて、博士課程学生等の支援を推進するとともに、各大学の自主的な取組が一層進められることを期待している。

◆特別研究員事業(日本学術振興会)

優れた若手研究者が、自由な発想のもとに主体的に研究に専念できるよう研究奨励金を支給している。博士課程在学者には月額二〇万円の研究奨励金と研究費(一五〇万円以下の科学研究費補助金等)が交付される。

平成二〇年度の対象人数は、博士課程学生の五、九%に相当する約四四〇〇名である。平成二一年度予算において拡充をはかり、六、二%相当の約四六〇〇名への支援を行う予定である。

(二) 就職支援の充実

○大学等卒業予定者の就職・採用活動

平成二二年度（平成二二年三月）に卒業予定の学生の就職・採用活動については、平成二〇年度の就職・採用活動を踏まえ、大学側（国公立大学等で構成される就職問題懇談会）と企業側（日本経済団体連合会）による「就職採用情報交換連絡会議」において協議が行われた結果、平成二〇年度と同様に、大学側が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側が「新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、双方がそれぞれを尊重し、相互に十分周知して行動するという形で実施されることとなった。

また、大学側から別途企業側に対し、「倫理憲章」の趣旨にのっとった採用活動を求める「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」を行い、また、企業側においては、秩序ある就職・採用活動の実現に向け、前年に引き続き、九〇七社の会員企業の賛同のもと、「企業の倫理憲章」趣旨実現をめざす共同宣言」を公

表した。

○就職内定取消問題への対応

米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界金融危機は实体经济にも深刻な影響を及ぼし、このような状況の中で、平成二二年度新規学校卒業者の内定取消し等が生じている。

卒業前に内定取消しを受けた場合、当該学生への打撃は極めて大きく、社会全体にも大きな不安を与えるものであり、大学等においては、そのような学生に対し、適切かつ速やかな支援が必要となっている。

文部科学省においては、平成二〇年一月に通知を發出し、新規学校卒業者の内定取消問題について、各大学等において公共職業安定所と連携しつつ、適切な対応を行うよう周知徹底するとともに、大学等における対応状況について緊急調査を実施した。さらに、文部科学大臣等が大学等の就職支援部門を訪問するなど、実情把握を行っている。

また、平成二二年度予算において、新規学卒者の内定取消しなど学生の雇用が不安定になっていることに対応するため、「大学教育・学生支援推進事業」等を活用し、私立

大学を中心に各大学の学生への就職支援の強化など総合的な学生支援の取組を推進することとしている。

(三) 障害のある学生への支援について

障害のある者の教育に対して必要な施策を講じることに
ついては、これまでも障害者基本法（昭和四五年）や発達
障害者支援法（平成一六年）において規定されており、ま
た、中央教育審議会答申（平成一七年一二月「特別支援教
育を推進するための制度の在り方について」）においても、
高等教育機関での修学支援などが取り上げられた。平成一
八年の教育基本法改正においては、「教育の機会均等」の
ため、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障
害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必
要な支援を講じ」ることが新たに規定されている。このよ
うに、大学改革を進めていく上で、「障害のある学生に対
する新たな学生支援の取組」を行うことが重要な課題とな
っている。

①障害学生修学支援ネットワーク事業について

高等教育機関における障害のある学生への支援体制は、
必ずしも十分であるとは言い難い状況にあるが、その充実
に向け、日本学生支援機構において「障害学生修学支援ネ
ットワーク事業」を全国的に実施している。

これは、全国の大学や関係機関がネットワークを作り、
一丸となって大学等の障害学生修学支援体制の整備を目標
とするものである。当面の目標として、全国を一一の地域プロ
ックに区分し、各地域ブロックで先進的な取組を行ってい
る大学等を「拠点校」と位置づけ、該当地域の障害学生修
学支援体制の整備や取組の共有化を図り、また、障害者施
策に係る専門的な研究機関を「協力機関」として、各拠点
校をサポートする仕組みとなっている。平成二〇年度現在
は、拠点校八大学、協力機関一大学・一機関となっており、
「研修」、「研究促進」、「相談事業」の三つの事業を柱とし
て進められている。

（日本学生支援機構 障害学生修学支援情報

http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html)

② 障害学生受入促進研究委託について

障害のある者（特別支援学校卒業者等）が、高等教育機関に進学し、公的な資格の取得や高度の専門的な知識・技術を習得することは、自立し社会参加を図る上で極めて有効な方策と考えられるが、各大学等においては、十分な支援体制が整備されていない状況にあり、今後、障害のある学生の高等教育機関への進学を促し、各大学等の受入れ体制を整備・充実していくことが必要であるため、障害のある者に対する教育の機会均等の実現に向け、障害のある者が利用しやすい大学環境を整備するため、国からの委託による障害学生受入促進研究を目的として、平成二〇年度から新たに実施している。

文部科学省としては、上述した日本学生支援機構の取組を財政的に支援することにより、高等教育機関への進学を目指す障害のある方々にとっても、教育の機会均等の普及するよう取り組んでいる。